

- (2) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画が作成されていない場合
次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
- (一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月末満の場合 100分の70
 - (二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50
- (3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出でていない場合 100分の85
- 3 営業時間（指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間をいう。）が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乘じて得た額を算定する。
- 4 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 5 指定通所基準第45条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 6 指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 7 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方にに関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第2において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、特別支援学校免許取得者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- | | |
|--|------|
| イ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合 | 62単位 |
| ロ 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（イに掲げる場合を除く。） | 51単位 |
| ハ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） | 41単位 |
| ニ 児童指導員等を配置する場合（イからハまでに掲げる場合を除く。） | 36単位 |
| ホ その他の従業者を配置する場合 | 30単位 |

9 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に關する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、1日につき41単位を所定単位数に加算する。ただし、注2の②を算定しているときは、加算しない。

10 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 看護職員加配加算①

(1) 利用定員が20人以下の場合 100単位

(2) 利用定員が21人以上の場合 80単位

ロ 看護職員加配加算③

(1) 利用定員が20人以下の場合 200単位

(2) 利用定員が21人以上の場合 160単位

2 家族支援加算

イ 家族支援加算①

(1) 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合

(一) 所要時間1時間以上の場合 300単位

(二) 所要時間1時間未満の場合 200単位

(2) 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合 100単位

(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80単位

ロ 家族支援加算③

(1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位

(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60単位

注1 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、一部改正府令附則第4条の規定により旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第2において「旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

- 2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所(指定通所基準第66条)に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第2において同じ。)に該当する場合には、障害児及びその家族等について、別表障害児通所給付費等単位数表第3の2に規定する家族支援加算のイ、第4の1の3に規定する家族支援加算のイ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のイを算定した回数トイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはイを、同表第3の2に規定する家族支援加算のロ、第4の1の3に規定する家族支援加算のロ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数トイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはロを算定しない。
- 3 子育てサポート加算 80単位
 注 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援とあわせて、障害児の家族等に対して、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所従業者が指定児童発達支援を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたことへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたことへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。
- 4 食事提供加算
 イ 食事提供加算(Ⅰ) 30単位
 ロ 食事提供加算(Ⅱ) 40単位
 注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者(同号に掲げる通所給付決定保護者にあっては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度(指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合は、前年度)分の所得割の額を合算した額(同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。)が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であって内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。)の通所給付決定に係る障害児に対して、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た当該旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。
- 5 利用者負担上限額管理加算 150単位
 注 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(I)	15単位
ロ 福祉専門職員配置等加算(II)	10単位
ハ 福祉専門職員配置等加算(III)	6単位

注1 イについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上あるものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上あるものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1) 一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員又は保育士（(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

7 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算(I)	
(1) 利用定員が40人以下の場合	37単位
(2) 利用定員が41人以上50人以下の場合	30単位
(3) 利用定員が51人以上60人以下の場合	25単位
(4) 利用定員が61人以上70人以下の場合	21単位
(5) 利用定員が71人以上80人以下の場合	19単位
(6) 利用定員が81人以上の場合	16単位
ロ 栄養士配置加算(II)	
(1) 利用定員が40人以下の場合	20単位
(2) 利用定員が41人以上50人以下の場合	16単位
(3) 利用定員が51人以上60人以下の場合	13単位
(4) 利用定員が61人以上70人以下の場合	11単位
(5) 利用定員が71人以上80人以下の場合	10単位
(6) 利用定員が81人以上の場合	9単位

- 注 1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。**
- (1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
 - (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。
- 2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。**
- (1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
 - (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。
- 8 欠席時対応加算 94単位**
注 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の營業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。
- 9 専門的支援実施加算 150単位**
注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注2の(2)を算定しているときは、加算しない。
- 10 集中的支援加算 1,000単位**
注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。
- 11 個別サポート加算III 150単位**
注 要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援を行う必要があるものに対し、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

12 入浴支援加算	55単位
注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につ き8回を限度として、所定単位数を加算する。	
13 医療連携体制加算	250単位
注 咳痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携 により、咳痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算す る。ただし、1の注10のイ又はロを算定しているときは、算定しない。	
14 送迎加算	
イ 重症心身障害児の場合	40単位
ロ 中重度医療的ケア児の場合	80単位
注 1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府 県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、重症心 身障害児に対して、その居宅等と旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所と との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定して いるときは、算定しない。	
2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府 県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、中重度 医療的ケア児に対して、その居宅等と旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業 所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。	
3 注1及び注2に規定する送迎加算の算定について、旧主として重症心身障害児指定児 童発達支援事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障 害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。	
15 延長支援加算	
イ 延長時間1時間未満の場合	128単位
ロ 延長時間1時間以上2時間未満の場合	192単位
ハ 延長時間2時間以上の場合	256単位
注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達 支援計画に基づき指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害 児に対し、当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算 する。	
16 関係機関連携加算	
イ 関係機関連携加算(I)	250単位
ロ 関係機関連携加算(II)	200単位
ハ 関係機関連携加算(III)	150単位
ニ 関係機関連携加算(IV)	200単位
注 1 イについては、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、保育所 その他の障害児が日常的に通う施設（以下この注において「保育所等施設」という。）との 連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保育者の同意を得て、保育所等施設との間 で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合 に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。	

- 2 口については、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。
- 3 ハについては、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注3において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。
- 4 ハについては、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に別表障害児通所給付費等単位数表第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。
- 5 ニについては、障害児が小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。
- 17 事業所間連携加算
- | | |
|----------------|-------|
| イ 事業所間連携加算(I) | 500単位 |
| ロ 事業所間連携加算(II) | 150単位 |
- 注 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行つた場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。
- 18 保育・教育等移行支援加算
- | | |
|--|-------|
| 注1 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。）との間で、退所に先立つて、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関する助言（以下この注において「保育・教育等移行支援」という。）を行つた場合に、当該退所した障害児に対して、退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算する。 | 500単位 |
| 2 移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行つた場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。 | |
| 3 移行先施設との連絡調整を行つた上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行つた場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。 | |

19 福祉・介護職員待遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。20及び21において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員待遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員待遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員待遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

20 福祉・介護職員等特定待遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定待遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定待遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

21 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から18までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 医療型経過的児童発達支援給付費(1日につき)

イ 旧指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由児に対し指定児童発達支援を行う場合 487単位

ロ 旧指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合 600単位

ハ 旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 435単位

ニ 旧指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 549単位

注1 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型児童発達事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

1の2 指定児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。

2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、旧指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合

(2) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3ヶ月未満の場合 100分の70

(二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3ヶ月以上の場合 100分の50

3 指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を乗じて得た数を算定する。

4 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 指定通所基準第45条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

2 家族支援加算

イ 家族支援加算(I)

(1) 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合

- | | |
|------------------|-------|
| (一) 所要時間1時間以上の場合 | 300単位 |
| (二) 所要時間1時間未満の場合 | 200単位 |

(2) 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関等において対面により相談援助を行った場合

- | | |
|--------------------------------------|------|
| (3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 | 80単位 |
|--------------------------------------|------|

ロ 家族支援加算(II)

(1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合

- | | |
|---|------|
| (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 | 60単位 |
|---|------|

- 注1 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、一部改正府令附則第2条の規定により旧指定医療型児童発達支援事業所に属くべき従業者（以下この第3において「旧指定医療型児童発達支援事業所従業者」という。）又は旧指定発達支援医療機関に属くべき職員（以下この第3において「旧指定発達支援医療機関職員」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。**
- 2 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第3において同じ。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、別表障害児通所給付費等単位数表第3の2に規定する家族支援加算のイ、第4の1の3に規定する家族支援加算のイ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはイを、同表第3の2に規定する家族支援加算のロ、第4の1の3に規定する家族支援加算のロ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはロを算定しない。**
- 3 子育てサポート加算 80単位**
- 注 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援とあわせて、障害児の家族等に対して、旧指定医療型児童発達支援事業所従業者又は旧指定発達支援医療機関職員が指定児童発達支援を行う場面を観察又は当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたことへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたことへの関わり方に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。**
- 4 食事提供加算**
- | | |
|--------------|------|
| イ 食事提供加算(I) | 30単位 |
| ロ 食事提供加算(II) | 40単位 |
- 注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあっては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合は、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であって内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給**

付決定保護者に限る。)の通所給付決定に係る障害児に対して、旧指定医療型児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た当該旧指定医療型児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行つた場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(I) 15単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 10単位

ハ 福祉専門職員配置等加算(III) 6単位

注1 イについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は旧指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)であるものを除く。注2において同じ。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行つた場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、旧指定児童発達支援を行つた場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行つた場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1) 一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧指定医療型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。I3において同じ。)又は旧指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)又は指導員であるものに限る。)(2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

7 欠席時対応加算	94単位
注 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧指定医療型児童発達支援事業所従業者又は旧指定発達支援医療機関職員が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1の□又は二を算定している旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において1月につき当該児童発達支援を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。	
8 専門的支援実施加算	150単位
注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注2の□を算定しているときは、加算しない。	
9 集中的支援加算	1,000単位
注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときには、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。	
10 個別サポート加算	
イ 個別サポート加算(I)	120単位
ロ 個別サポート加算(II)	150単位
注 1イについては、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、指定児童発達支援を行った場合に、1回につき所定単位数を加算する。	
2ロについては、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援を行なう必要があるものに対し、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1回につき所定単位数を加算する。	
11 入浴支援加算	55単位
注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。	

12 送迎加算

イ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合	40単位
ロ 中重度医療的ケア児の場合	80単位

注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、重症心身障害児又は医療的ケア児に対して、その居宅等と旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

3 注1及び注2に規定する送迎加算の算定について、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

13 保育職員加配加算

注1 保育機能の充実を図るため、医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を2以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、22単位を加算する。

14 延長支援加算

イ 肢体不自由児の場合

(1) 延長時間1時間未満の場合	61単位
(2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合	92単位
(3) 延長時間2時間以上の場合	123単位

ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合

(1) 延長時間1時間未満の場合	128単位
(2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合	192単位
(3) 延長時間2時間以上の場合	256単位

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

15 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算(I)	250単位
ロ 関係機関連携加算(II)	200単位
ハ 関係機関連携加算(III)	150単位
ニ 関係機関連携加算(IV)	200単位

注1 イについては、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（以下この注において「保育所等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

3 ハについては、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注3において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

4 ハについては、主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に別表障害児通所給付費等単位数表第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

5 ニについては、障害児が就学予定の小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

16 事業所間連携加算

イ 事業所間連携加算(I)	500単位
ロ 事業所間連携加算(II)	150単位

注 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。

17	保育・教育等移行支援加算 注 ① 旧指定医療型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該旧指定医療型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等）を除く。 以下この注において「移行先施設」という。)との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関する助言（以下この注において「保育・教育等移行支援」という。)を行った場合に、当該退所した障害児に対して、退所した日の属する月から起算して6ヶ月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算する。	500単位
18	福祉・介護職員処遇改善加算 注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。19及び20において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から17までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数	
19	福祉・介護職員等特定待遇改善加算 注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。 イ 福祉・介護職員等特定待遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員等特定待遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数	
20	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から17までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。	

第二条 本規則は、各支店の取扱いに付随する事項を定め、並びに各支店の運営に於ける基準を定めたものである。

別表	障害児通所給付費等単位数表	別表	障害児通所給付費等単位数表
第1 周年発達支援	児童発達支援給付費（1日につき） 〔イ～ホ 同左〕 〔注1～2の6 同左〕 3 周年発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。 〔1〕～〔3〕略。 4 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出でない場合 100分の85 〔注4～11 略〕 2～12の5 略]	児童発達支援	児童発達支援給付費（1日につき） 〔イ～ホ 同左〕 〔注1～2の6 同左〕 3 周年発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。 〔1〕～〔3〕略。 4 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出でない場合 100分の85 〔注4～11 略〕 2～12の5 略]
13 福祉・介護職員等処遇改善加算	注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算〔I〕 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算〔II〕 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算〔III〕 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数 三 福祉・介護職員等処遇改善加算〔IV〕 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数	13 福祉・介護職員処遇改善加算	注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 福祉・介護職員処遇改善加算〔I〕 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算〔II〕 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算〔III〕 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数 〔加える。〕

2 令和 7 年 3 月 31 日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（注 1 の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 111 に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 109 に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 108 に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 106 に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 89 に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 86 に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 83 に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 98 に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 60 に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 70 に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 50 に相当する単位数

[削る。]

[加える。]

14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業

[削る。]

[第2 略]

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

[イ～ニ 略]

[注1～3 略]

4 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 略]

(4) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出でていない場合 100分の85

[注5～10 略]

[2～10の5 略]

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く、注2において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

三 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から12の5までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

[第2 同左]

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

[イ～ニ 同左]

[注1～3 同左]

4 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

[注5～10 同左]

[2～10の5 同左]

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く、注2において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から10の5までにより算定した単位数の34に相当する単位数

[加える。]

2 令和7年3月31までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(注1)の加算を算定しているものを除く。)が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の114に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

〔削る。〕

〔加える。〕

12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算
注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場

第4 居宅訪問型児童発達支援		
1 居宅訪問型児童発達支援給付費（1日につき）	1,066単位	
【注1・2 略】		
3 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。		
【(1)・(2) 略】		
(3) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出でていない場合 100分の85		
【注4～7 略】		
【2・3 略】		
4 福祉・介護職員等処遇改善加算		
注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。		
イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から3までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数		
ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から3までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数		
ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から3までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数		

合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

13 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合は、1から10の5までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 居宅訪問型児童発達支援

1 居宅訪問型児童発達支援給付費（1日につき） 1,066単位

【注1・2 同左】

3 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

【(1)・(2) 同左】

【加える。】

【注4～7 同左】

【2・3 同左】

4 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から3までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等待遇改善加算(V)(1) 1から3までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等待遇改善加算(V)(2) 1から3までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等待遇改善加算(V)(5) 1から3までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等待遇改善加算(V)(7) 1から3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等待遇改善加算(V)(8) 1から3までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等待遇改善加算(V)(10) 1から3までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等待遇改善加算(V)(11) 1から3までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等待遇改善加算(V)(13) 1から3までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等待遇改善加算(V)(14) 1から3までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

[削る。]

第5 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき）	1,071単位
----------------------	---------

[注1・1の2 略]
 2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。
 [[1]～[3] 略]
 4 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出でない場合 100分の85

[注3～6 略]

[1の2～2 略]

[加える。]

5 福祉・介護職員等特定待遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、1から3までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、1から3までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第5 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき）	1,071単位
----------------------	---------

[注1・1の2 同左]

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。
 [[1]～[3] 同左]

[加える。]

[注3～6 同左]

[1の2～2 同左]

3 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から2までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 1から2までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から2までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（注1の加算を算定しているものの除く。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(VI)(1) 1から2までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(VI)(2) 1から2までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(VI)(5) 1から2までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(VI)(7) 1から2までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(VI)(8) 1から2までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(VI)(10) 1から2までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(VI)(1) 1から2までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(VI)(3) 1から2までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(VI)(4) 1から2までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

[削る。]

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注2 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から2までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から2までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から2までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

[加える。]

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、1から2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

[削る。]

別表2

- 経過的障害児通所給付費等単位数表
- 第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援
1 主として難聴児経過の児童発達支援給付費（1日につき）
〔イ～ハ 略〕
〔注1～3 略〕
4 主として難聴児経過の児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。
〔1〕～〔3〕 略
4) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出でていない場合 100分の85
〔注5～12 略〕
〔2～18 略〕
19 福祉・介護職員等処遇改善加算
注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く、注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数
ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数
ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
二 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から18までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数
2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(VI) 1から18までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合は、1から2までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

別表2

- 経過的障害児通所給付費等単位数表
- 第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援
1 主として難聴児経過の児童発達支援給付費（1日につき）
〔イ～ハ 同左〕
〔注1～3 同左〕
4 主として難聴児経過の児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。
〔1〕～〔3〕 同左
〔加える。〕

〔注5～12 同左〕

〔2～18 同左〕

19 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く、20及び21において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
〔加える。〕

〔加える。〕

- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から18までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
 (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から18までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
 (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から18までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
 (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から18までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
 (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から18までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
 (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から18までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
 (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から18までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
 (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から18までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
 (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から18までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
 (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から18までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
 (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から18までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
 (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から18までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
 (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から18までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

〔削る。〕

〔削る。〕

20 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数
 ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

21 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から17までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 主として重症心身障害児経過の児童発達支援給付費（1日につき）
〔イ～ハ 略〕
〔注1・1の2 略〕

2 主として重症心身障害児経過の児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。
〔(1)～(3) 略〕

4 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出でていない場合 100分の85
〔注3～10 略〕
〔2～18 略〕

19 福祉・介護職員等待遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は國立研究開発法人國立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等待遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等待遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等待遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

三 福祉・介護職員等待遇改善加算(IV) 1から18までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等待遇改善加算(VI) 1から18までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等待遇改善加算(VII) 1から18までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 主として重症心身障害児経過の児童発達支援給付費（1日につき）
〔イ～ハ 同左〕
〔注1・1の2 同左〕

2 主として重症心身障害児経過の児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。
〔(1)～(3) 同左〕
〔加える。〕

〔注3～10 同左〕

〔2～18 同左〕

19 福祉・介護職員等待遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は國立研究開発法人國立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。20及び21において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等待遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等待遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等待遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

〔加える。〕

- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から18までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から18までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から18までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から18までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から18までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から18までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から18までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から18までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から18までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から18までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から18までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から18までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

〔削除。〕

〔削除。〕

20 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

- 注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数
 - ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(ロ) 1から18までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

21 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

- 注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から18までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において行われる児童発達支援

支授

1 医療型経過の児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ニ 略]

[注1・1の2 略]

2 医療型経過の児童発達支援給付費の算定に当たって、旧指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

[(1)・(2) 略]

3 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出でていない場合 100分の85

[注3～7 略]

[2～17 略]

18 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国際精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の176に相当する単位数ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の173に相当する単位数ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から17までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数二 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から17までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数2 令和7年3月31までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(VI) 1から17までにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(VII) 1から17までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(VIII) 1から17までにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において行われる児童発達支援

支授

1 医療型経過の児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ニ 同左]

[注1・1の2 同左]

2 医療型経過の児童発達支援給付費の算定に当たって、旧指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

[(1)・(2) 同左]

[加える。]

[注3～7 同左]

[2～17 同左]

18 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国際精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から17までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

[加える。]

[加える。]

- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から17までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から17までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から17までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から17までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から17までにより算定した単位数の1000分の143に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から17までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から17までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から17までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から17までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から17までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から17までにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数

[削る。]

[削る。]

19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の資金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

20 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の資金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から17までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(災害対応に備へて施設による被災者の避難と被災者への救援)

新川線 被災地に備へて施設による被災者の避難と被災者への救援 (付録11回生) ① | 詳細な説明

次の表に示す「別表障害児入所給付費単位数表第1の1」(注5から注6までを除く)、2及び4から12までにより算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1の1(注5から注6までに限る)及び3により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。

〔二 略〕

別表

障害児入所給付費単位数表

第1 福祉型障害児入所施設

1 福祉型障害児入所施設給付費 (1日につき)

イ 生として知的障害のある児童 (自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。)に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	957単位
(2) 入所定員が10人の場合	
(1) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	837単位
(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,727単位
(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	957単位
(3) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(1) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	665単位
(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,109単位
(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	878単位
(4) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(1) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	645単位
(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,075単位
(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	852単位
(5) 入所定員が21人以上25人以下の場合	837単位
(6) 入所定員が26人以上30人以下の場合	812単位
(7) 入所定員が31人以上35人以下の場合	700単位
(8) 入所定員が36人以上40人以下の場合	665単位
(9) 入所定員が41人以上50人以下の場合	625単位
(10) 入所定員が51人以上60人以下の場合	600単位

一 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十四条の二第二項第一号の規定に基づき、指定入所支援 (同条第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)に要する費用の額は、別表障害児入所給付費単位数表第1の1 (注5から注6までを除く)、2及び4から12までにより算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1の1 (注5から注6までに限る)及び3により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。

〔二 同左〕

別表

障害児入所給付費単位数表

第1 福祉型障害児入所施設

1 福祉型障害児入所施設給付費 (1日につき)

イ 生として知的障害のある児童 (自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。)に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	941単位
(2) 入所定員が10人の場合	
(1) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	823単位
(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,697単位
(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	941単位
(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合	
(1) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	654単位
(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,090単位
(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	863単位
[加える。]	
(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合	823単位
[加える。]	
(5) 入所定員が31人以上40人以下の場合	688単位
[加える。]	
(6) 入所定員が41人以上50人以下の場合	614単位
[加える。]	
(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合	590単位

(1) 入所定員が61人以上70人以下の場合	578単位	(8) 入所定員が61人以上70人以下の場合	568単位
(2) 入所定員が71人以上80人以下の場合	554単位	(9) 入所定員が71人以上80人以下の場合	545単位
(3) 入所定員が81人以上90人以下の場合	535単位	(10) 入所定員が81人以上90人以下の場合	526単位
(4) 入所定員が91人以上100人以下の場合	513単位	(11) 入所定員が91人以上100人以下の場合	504単位
(5) 入所定員が <u>101人以上</u> の場合	493単位	(12) 入所定員が <u>101人以上110人以下</u> の場合	501単位
〔削る。〕		〔削る。〕	499単位
〔削る。〕		〔削る。〕	496単位
〔削る。〕		〔削る。〕	493単位
〔削る。〕		〔削る。〕	490単位
〔削る。〕		〔削る。〕	485単位
〔削る。〕		〔削る。〕	481単位
〔削る。〕		〔削る。〕	477単位
〔削る。〕		〔削る。〕	473単位
〔削る。〕		〔削る。〕	470単位
□ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		□ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	845単位	(1) 入所定員が30人以下の場合	831単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	772単位	(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	759単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	734単位	(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	721単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	701単位	(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	689単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	668単位	(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	657単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	637単位	(6) 入所定員が71人以上の場合	626単位
△ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		△ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合		(1) 入所定員が5人の場合	
(1) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,246単位	(1) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,225単位
(2) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	988単位	(2) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971単位
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合		(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(1) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	907単位	(1) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	891単位
(2) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	988単位	(2) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971単位
(3) 入所定員が10人の場合		(3) 入所定員が10人の場合	
(1) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	907単位	(1) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	891単位
(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,903単位	(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,870単位
(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	988単位	(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971単位
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合		(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(1) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	694単位	(1) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	682単位
(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,360単位	(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,337単位
(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	900単位	(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	885単位
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合		(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(1) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	644単位	(1) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	633単位
(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,142単位	(2) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,122単位
(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	900単位	(3) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	885単位

(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合		
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	577単位	
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,022単位	
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	871単位	
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合		
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	542単位	
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	871単位	
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	871単位	
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)		
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	767単位	
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	713単位	
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	626単位	
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	603単位	
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	582単位	
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	560単位	
(15) 入所定員が91人以上の場合	540単位	
(16) 入所定員が5人の場合	519単位	
二 主としてろうあ児 (強度の難聴児を含む。以下同じ。)に対し指定入所支援を行う場合		
(1) 入所定員が5人の場合		
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,246単位	
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	983単位	
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合		
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	929単位	
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	983単位	
(3) 入所定員が10人の場合		
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	929単位	
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,889単位	
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	983単位	
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合		
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	695単位	
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,349単位	
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	895単位	
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合		
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	647単位	
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,139単位	
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	895単位	
(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合		
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	573単位	
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	966単位	
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	866単位	
(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合		
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	567単位	
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,005単位	
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	856単位	
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合		
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	533単位	
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	856単位	
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	856単位	
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)		
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	754単位	
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	701単位	
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	615単位	
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	593単位	
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	572単位	
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	550単位	
(15) 入所定員が91人以上の場合	531単位	
(16) 入所定員が5人の場合	510単位	
二 主としてろうあ児 (強度の難聴児を含む。以下同じ。)に対し指定入所支援を行う場合		
(1) 入所定員が5人の場合		
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,225単位	
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	966単位	
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合		
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	913単位	
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	966単位	
(3) 入所定員が10人の場合		
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	913単位	
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,857単位	
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	966単位	
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合		
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	683単位	
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,326単位	
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	880単位	
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合		
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	636単位	
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,120単位	
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	880単位	
(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合		
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	563単位	
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	949卖位	
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	851単位	

(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	545単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	866単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	866単位
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)	763単位
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	710単位
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	623単位
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	600単位
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	580単位
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	558単位
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	537単位
(15) 入所定員が91人以上の場合	518単位
ホ 主として肢体不自由 (法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童 (以下「肢体不自由児」という。)に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	766単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	752単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	737単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	720単位
ホ1 指定福祉型障害児入所施設 (児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。) 第2条第1号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。)において、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別及び入所定員に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合は、所定単位数の100分の965に相当する単位数を算定する。	
2 イからホまでに係る福祉型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。	
(1) 障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合	
(2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画 (同条第1項に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合	
(一) 入所支援計画が作成されていない期間が3月末満の場合 100分の70	
(二) 入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50	
3 指定入所基準第41条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
3の2 指定入所基準第42条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	536単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	851単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	851単位
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合 (当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)	750単位
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	698単位
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	612単位
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	590単位
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	570単位
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	548単位
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	528単位
(15) 入所定員が91人以上の場合	509単位
ホ 主として肢体不自由 (法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童 (以下「肢体不自由児」という。)に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	753単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	739単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	724単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	708単位
注1 指定福祉型障害児入所施設 (児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。) 第2条第1号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。)において、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別及び入所定員に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合は、所定単位数の100分の965に相当する単位数を算定する。	
2 イからホまでに係る福祉型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。	
(1) 障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合	
(2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画 (同条第1項に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合	
(一) 入所支援計画が作成されていない期間が3月末満の場合 100分の70	
(二) 入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50	
3 指定入所基準第41条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、同項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。	
[加える。]	

3の3 指定入所基準第35条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3の4 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 別にこども家庭長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、別にこども家庭長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合に、日中活動支援加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	67単位
(2) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	161単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	67単位
(3) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	121単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	67単位
(4) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	81単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	67単位
(5) 入所定員が21人以上25人以下の場合	67単位
(6) 入所定員が26人以上30人以下の場合	54単位
(7) 入所定員が31人以上35人以下の場合	47単位
(8) 入所定員が36人以上40人以下の場合	40単位
(9) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(10) 入所定員が51人以上60人以下の場合	27単位
(11) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(12) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(13) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(14) 入所定員が91人以上100人以下の場合	16単位
(15) 入所定員が101人以上の場合	16単位

〔削る。〕
〔削る。〕
〔削る。〕
〔削る。〕
〔削る。〕

【加える。】

【加える。】

4 職業指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

【加える。】

(1) 入所定員が10人以下の場合

　(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき

148単位

　(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

49単位

(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合

　(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき

73単位

　(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

49単位

【加える。】

(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合

49単位

【加える。】

(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合

39卖位

【加える。】

(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合

29卖位

(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合

26卖位

(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合

23卖位

(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合

20卖位

(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合

17卖位

(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合

14卖位

(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合

13卖位

(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合

12卖位

(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合

11卖位

(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合

10卖位

(15) 入所定員が141人以上170人以下の場合

9卖位

(16) 入所定員が171人以上の場合

8卖位

口 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が30人以下の場合	54単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	40単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	27単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	23単位

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が生たる施設であるとき	322単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	54単位
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が生たる施設であるとき	179単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	54単位
(3) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が生たる施設であるとき	161単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	54単位
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が生たる施設であるとき	107単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	54単位
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が生たる施設であるとき	81単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	54単位
(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が生たる施設であるとき	64単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	54単位
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	54単位
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合	46単位
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	40単位
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	27単位
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(15) 入所定員が91人以上の場合	18単位

口 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が30人以下の場合	49単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	39単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	29単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	20単位

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が5人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が生たる施設であるとき	296単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	49単位
(2) 入所定員が6人以上10人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が生たる施設であるとき	148単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	49単位

[加える。]

(3) 入所定員が11人以上15人以下の場合

(1) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が生たる施設であるとき	98単位
(2) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	49単位

(4) 入所定員が16人以上20人以下の場合

(1) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が生たる施設であるとき	73単位
(2) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	49単位

(5) 入所定員が21人以上25人以下の場合

(1) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が生たる施設であるとき	59単位
(2) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	49単位

(6) 入所定員が26人以上30人以下の場合

(7) 入所定員が31人以上40人以下の場合	49卖位
[加える。]	

(8) 入所定員が41人以上50人以下の場合

(9) 入所定員が51人以上60人以下の場合	29卖位
(10) 入所定員が61人以上70人以下の場合	26卖位

(11) 入所定員が71人以上80人以下の場合

(12) 入所定員が81人以上90人以下の場合	23卖位
(13) 入所定員が91人以上の場合	20卖位

(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合

(15) 入所定員が91人以上の場合	17卖位
[加える。]	14卖位

5 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、重度障害児（次のイに規定する障害児、次のハ及びホに規定する盲児又はろうあ児並びに次のトに規定する肢体不自由児をいう。以下この第1において同じ。）に対し、指定入所支援を行った場合（イ、ロ又はトについては、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、重度障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。） 165単位

(1) 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの

- (一) 食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者
- (二) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、暴動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者

(2) 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの

ロ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、イに規定する障害児であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合 198単位

(1) 6歳未満である者

(2) 医療型障害児入所施設（法第42条第2号の医療型障害児入所施設をいう。）（主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる施設に限る。）を退所後3年未満である者

(3) 入所後1年未満である者

ハ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ニに該当する場合を除く。） 158単位

(1) 知的障害を有するために、特別の支援を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの

(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大半に介助を必要とするもの

ニ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ハに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの 189単位

ホ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ヘに該当する場合を除く。） 143単位

(1) 知的障害を有するために、特別の支援を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの

(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大半に介助を必要とするもの

5 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、次のイからトまでに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合（イ、ロ又はトについては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。） 165単位

(1) 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの

- (一) 食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者
- (二) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、暴動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者

(2) 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの

ロ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、イに規定する障害児であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合 198単位

(1) 6歳未満である者

(2) 医療型障害児入所施設（法第42条第2号の医療型障害児入所施設をいう。）（主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる施設に限る。）を退所後3年未満である者

(3) 入所後1年未満である者

ハ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ニに該当する場合を除く。） 158単位

(1) 知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの

(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大半に介助を必要とするもの

ニ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ハに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの 189単位

ホ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ヘに該当する場合を除く。） 143単位

(1) 知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの

(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大半に介助を必要とするもの

- へ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、本に規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの 171単位
- ト 主として肢体不自由児を受け入れる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 198単位
 - (1) 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者
 - (2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又は喀痰吸引等を必要とする者
- 5の2 注5の重度障害児支援加算を算定している指定福祉型障害児入所施設であって、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、注5のイの(1)の(二)又はハの(1)若しくはホの(1)に規定する者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算する。
- 6 注5イからトまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上上の障害を有する児童である障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。
- 7 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、次に掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - イ 強度行動障害児特別支援加算(I)
 - 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合。 390単位
 - ロ 強度行動障害児特別支援加算(R)
 - 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合。 781単位
 - 8 指定福祉型障害児入所施設において乳幼児である障害児に対して、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき78単位を所定単位数に加算する。

- へ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、本に規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの 171単位
- ト 主として肢体不自由児を受け入れる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 198単位
 - (1) 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者
 - (2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又は喀痰吸引等を必要とする者
- 5の2 注5の重度障害児支援加算を算定している指定福祉型障害児入所施設であって、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、注5のイの(1)の(二)又はハの(1)若しくはホの(1)に規定する者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する指定障害児入所支援を行った場合に、1日につき111単位を所定単位数に加算する。
- 6 注5イからトまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上上の障害を有する児童である障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。
- 7 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設に限る。）において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につき781単位を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。
 - [加える。]
- 8 指定福祉型障害児入所施設において乳幼児である障害児に対して、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき78単位を所定単位数に加算する。
 - [加える。]

9 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が10人以下の場合	102単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	51単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	34単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	26単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	20単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	13単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	11単位
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	10単位
(11) 入所定員が101人以上の場合 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕	9単位

ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が40人以下の場合	26単位
(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合	20単位
(3) 入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位
(4) 入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位
(5) 入所定員が71人以上の場合	13単位

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合

(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	102単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	51単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	34単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	26単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	20単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	13単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	11単位
(10) 入所定員が91人以上の場合	10単位

ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が50人以下の場合	20単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	13単位

9 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が10人以下の場合	102単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	51単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	34単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	26単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	20単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	13単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	11単位
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	10単位
(11) 入所定員が101人以上の場合 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕	9単位
(12) 入所定員が121人以上130人以下の場合	8単位
(13) 入所定員が131人以上150人以下の場合	7単位
(14) 入所定員が151人以上180人以下の場合	6単位
(15) 入所定員が181人以上の場合	5単位

ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が40人以下の場合	26単位
(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合	20単位
(3) 入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位
(4) 入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位
(5) 入所定員が71人以上の場合	13単位

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合

(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	102単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	51単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	34単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	26単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	20単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	13単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	11単位
(10) 入所定員が91人以上の場合	10単位

ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が50人以下の場合	20単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	17単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	15単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	13単位

10 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設(注9の心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。)において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

11 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、看護職員配置加算(II)として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が10人以下の場合	141単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	70単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	47単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	38単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	28単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	25単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	14単位
(11) 入所定員が101人以上の場合 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕	13単位

ロ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	141単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	70単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	47単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	38単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	28単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	25単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上の場合	14単位

12 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、看護職員配置加算(II)として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が10人以下の場合	145単位
-------------------	-------

10 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設(注9の心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。)において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

11 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が10人以下の場合	141単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	70単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	47単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	38単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	28単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	25単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上の場合	14単位
(11) 入所定員が101人以上の場合 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕	13単位
(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合	12単位
(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合	11単位
(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合	10単位
(15) 入所定員が141人以上160人以下の場合	9単位
(16) 入所定員が161人以上170人以下の場合	8単位
(17) 入所定員が171人以上190人以下の場合	7単位
(18) 入所定員が191人以上の場合	6単位

ロ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	141単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	70単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	47単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	38単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	28単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	25単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上の場合	14単位

12 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が10人以下の場合	145単位
-------------------	-------

(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位	(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位	(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位	(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位	(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位	(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位	(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位	(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位	(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	15単位	(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	15単位
(11) 入所定員が <u>101人以上</u> の場合	14単位	(11) 入所定員が <u>101人以上110人以下</u> の場合	14単位
〔削る。〕		〔削る。〕	13単位
〔削る。〕		〔削る。〕	12単位
〔削る。〕		〔削る。〕	11単位
〔削る。〕		〔削る。〕	10単位
〔削る。〕		〔削る。〕	9単位
〔削る。〕		〔削る。〕	8単位
〔削る。〕		〔削る。〕	7単位
□ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合		□ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が40人以下の場合	36単位	(1) 入所定員が40人以下の場合	36単位
(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位	(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(3) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位	(3) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(4) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位	(4) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(5) 入所定員が71人以上の場合	19単位	(5) 入所定員が71人以上の場合	19単位
△ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合		△ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	145単位	(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	145単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位	(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位	(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位	(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位	(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位	(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位	(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位	(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位	(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上の場合	15単位	(10) 入所定員が91人以上の場合	15単位
△ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合		△ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	29単位	(1) 入所定員が50人以下の場合	29単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位	(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位	(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	19単位	(4) 入所定員が71人以上の場合	19単位

13 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方にに関する助言を行う等の支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士、5の注3の(1)において同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（イにおいて「理学療法士等」という。）又は児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（ロにおいて「児童指導員等」という。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、「児童指導員等加配算として、1につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。」

イ 理学療法士等を配置する場合

(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

(一) 入所定員が10人以下の場合	151単位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	101単位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	61単位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	43単位
(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(十) 入所定員が91人以上100人以下の場合	16単位
(十一) 入所定員が101人以上の場合 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕	14単位

(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

(一) 入所定員が40人以下の場合	38単位
(二) 入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
(三) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(四) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(五) 入所定員が71人以上の場合	20単位

(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 入所定員が5人以上10人以下の場合	151単位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	101単位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	61単位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	43単位

13 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士、5の注3の(1)において同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（イにおいて「理学療法士等」という。）又は児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（ロにおいて「児童指導員等」という。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、「児童指導員等加配算として、1につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。」

イ 理学療法士等を配置する場合

(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

(一) 入所定員が10人以下の場合	151単位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	101単位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	61単位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	43単位
(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(十) 入所定員が91人以上100人以下の場合	16単位
(十一) 入所定員が101人以上の場合 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕	14単位

(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

(一) 入所定員が40人以下の場合	38単位
(二) 入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
(三) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(四) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(五) 入所定員が71人以上の場合	20単位

(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 入所定員が5人以上10人以下の場合	151単位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	101単位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	61単位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	43単位

(4) 入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位	(4) 入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
(イ) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位	(イ) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(ロ) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位	(ロ) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(ハ) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位	(ハ) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(ニ) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位	(ニ) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(ホ) 入所定員が91人以上の場合	16単位	(ホ) 入所定員が91人以上の場合	16単位
(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合		(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(イ) 入所定員が50人以下の場合	30単位	(イ) 入所定員が50人以下の場合	30単位
(ロ) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位	(ロ) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(ハ) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位	(ハ) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(ニ) 入所定員が71人以上の場合	20単位	(ニ) 入所定員が71人以上の場合	20単位
□ 児童指導員等を配置する場合		□ 児童指導員等を配置する場合	
(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合		(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
(イ) 入所定員が10人以下の場合	112単位	(イ) 入所定員が10人以下の場合	112単位
(ロ) 入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位	(ロ) 入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位
(ハ) 入所定員が21人以上30人以下の場合	45単位	(ハ) 入所定員が21人以上30人以下の場合	45単位
(ニ) 入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位	(ニ) 入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位
(ホ) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位	(ホ) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
(メ) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位	(メ) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(ヘ) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位	(ヘ) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(ハ) 入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位	(ハ) 入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位
(ニ) 入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位	(ニ) 入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位
(ホ) 入所定員が91人以上100人以下の場合	12単位	(ホ) 入所定員が91人以上100人以下の場合	12単位
(メ) 入所定員が101人以上の場合	10単位	(メ) 入所定員が101人以上の場合	10単位
〔削る。〕		〔削る。〕	
(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合		(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(イ) 入所定員が40人以下の場合	28単位	(イ) 入所定員が40人以下の場合	28単位
(ロ) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位	(ロ) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
(ハ) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位	(ハ) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(ニ) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位	(ニ) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(ホ) 入所定員が71人以上の場合	15単位	(ホ) 入所定員が71人以上の場合	15単位
(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合		(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
(イ) 入所定員が5人以上10人以下の場合	112単位	(イ) 入所定員が5人以上10人以下の場合	112単位
(ロ) 入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位	(ロ) 入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位
(ハ) 入所定員が21人以上30人以下の場合	45卖位	(ハ) 入所定員が21人以上30人以下の場合	45卖位
(ニ) 入所定員が31人以上40人以下の場合	32卖位	(ニ) 入所定員が31人以上40人以下の場合	32卖位
(ホ) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25卖位	(ホ) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25卖位
(メ) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20卖位	(メ) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20卖位

(イ) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位	(イ) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(ハ) 入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位	(ハ) 入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位
(ニ) 入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位	(ニ) 入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位
(ホ) 入所定員が91人以上の場合	12単位	(ホ) 入所定員が91人以上の場合	12単位
(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合		(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(イ) 入所定員が50人以下の場合	22単位	(イ) 入所定員が50人以下の場合	22単位
(ニ) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位	(ニ) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(ミ) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位	(ミ) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(ホ) 入所定員が71人以上の場合	15単位	(ホ) 入所定員が71人以上の場合	15単位
14 障害児が指定福祉型障害児入所施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士又は5年以上障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者(以下「社会福祉士等」という。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、ソーシャルワーカー配置加算として、1につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。		14 障害児が指定福祉型障害児入所施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士又は5年以上障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者(以下「社会福祉士等」という。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合		イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が10人以下の場合	159単位	(1) 入所定員が10人以下の場合	159単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	79単位	(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	79単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	53単位	(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	53単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	40単位	(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	40単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位	(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位	(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位	(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位	(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位	(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	16単位	(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	16単位
(11) 入所定員が101人以上の場合 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕	14単位	(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕	14単位
ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合		ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	53単位	(1) 入所定員が30人以下の場合	53単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	40単位	(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	40単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位	(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位	(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位	(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	20単位	(6) 入所定員が71人以上の場合	20単位

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合		
(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	159単位	
(2) 入所定員が11人以上15人以下の場合	106単位	
(3) 入所定員が16人以上20人以下の場合	79単位	
(4) 入所定員が21人以上25人以下の場合	63単位	
(5) 入所定員が26人以上30人以下の場合	53単位	
(6) 入所定員が31人以上35人以下の場合	45単位	
(7) 入所定員が36人以上40人以下の場合	40単位	
(8) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位	
(9) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位	
(10) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位	
(11) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位	
(12) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位	
(13) 入所定員が91人以上の場合	16単位	
ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合		
(1) 入所定員が50人以下の場合	32単位	
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位	
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位	
(4) 入所定員が71人以上の場合	20単位	
2 入院・外泊時加算(1日につき)		
イ 入院・外泊時加算(I)		
(1) 入所定員が60人以下の場合	320単位	
(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合	288単位	
(3) 入所定員が91人以上の場合	252単位	
ロ 入院・外泊時加算(II)		
(1) 入所定員が60人以下の場合	191単位	
(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合	172単位	
(3) 入所定員が91人以上の場合	150単位	
注1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊、(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準)(平成18年厚生労働省告示第523号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)第15の1の注3に規定する体験的な指定共同生活援助の利用、介護給付費等単位数表第15の1の2の注5又は注6に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用及び介護給付費等単位数表第15の1の2の2の注3に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。)を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。		
ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合		
(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	159単位	
(2) 入所定員が11人以上15人以下の場合	106単位	
(3) 入所定員が16人以上20人以下の場合	79単位	
(4) 入所定員が21人以上25人以下の場合	63単位	
(5) 入所定員が26人以上30人以下の場合	53単位	
(6) 入所定員が31人以上35人以下の場合	45単位	
(7) 入所定員が36人以上40人以下の場合	40単位	
(8) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位	
(9) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位	
(10) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位	
(11) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位	
(12) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位	
(13) 入所定員が91人以上の場合	16単位	
ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合		
(1) 入所定員が50人以下の場合	32単位	
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位	
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位	
(4) 入所定員が71人以上の場合	20単位	
2 入院・外泊時加算(1日につき)		
イ 入院・外泊時加算(I)		
(1) 入所定員が60人以下の場合	320単位	
(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合	288単位	
(3) 入所定員が91人以上の場合	252単位	
ロ 入院・外泊時加算(II)		
(1) 入所定員が60人以下の場合	191単位	
(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合	172単位	
(3) 入所定員が91人以上の場合	150単位	
注1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊、(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準)(平成18年厚生労働省告示第523号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)第15の1の注3に規定する体験的な指定共同生活援助の利用、介護給付費等単位数表第15の1の2の注5又は注6に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用及び介護給付費等単位数表第15の1の2の2の注3に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。)を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。		

2 口については、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であって、施設従業者（指定入所基準第4条の規定により指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者をいう。以下この第1において同じ。）（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該障害児に対し、支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

[3 略]

4 入院時特別支援加算

イ 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。口及び注において同じ。）の日数の合計が4日未満の場合 561単位

口 当該月における入院期間の日数の合計が4日以上の場合 1,122単位

注 指定福祉型障害児入所施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

[5 略]

5 の 2 家族支援加算

イ 家族支援加算(I)

(1) 障害児の家族（障害児のきょうだいを含む。以下この5の2において同じ。）等の居宅を訪問して相談援助を行った場合 300単位

(2) 所要時間1時間以上の場合 200単位

(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80単位

口 家族支援加算(II)

(1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位

(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60単位

注 指定福祉型障害児入所施設において、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者（法第24条の3第6項の入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき2回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。ただし、6を算定しているときは、算定しない。

[6 略]

2 口については、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であって、施設従業者（指定入所基準第四条の規定により指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者をいう。4及び6において同じ。）（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該障害児に対し、支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

[3 同左]

4 入院時特別支援加算

イ 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。口及び注において同じ。）の日数の合計が4日未満の場合 561単位

口 当該月における入院期間の日数の合計が4日以上の場合 1,122単位

注 指定福祉型障害児入所施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

[5 同左]

[加える。]

[6 同左]

6の2 移行支援関係機関連携加算

250単位

注 指定福祉型障害児入所施設において、移行支援計画（指定入所基準第3条第1項に規定する移行支援計画をいう。以下同じ。）の作成又は変更に当たって、関係者（都道府県、市町村及び教育機関並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者又は障害者総合支援法第77条の2に規定する基幹相談支援センターその他の障害児の自立した日常生活又は社会生活への移行に係る者をいう。以下この注及び第2の4の2の注において同じ。）により構成される会議を開催し、当該移行支援計画に係る障害児への移行支援について、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な情報の共有及び当該障害児の移行に係る連携調整を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。

[加える。]

6の3 体験利用支援加算（1日につき）

700単位

イ 体験利用支援加算(I) 700単位
 ロ 体験利用支援加算(II) 500単位

注1 現に指定福祉型障害児入所施設に入所している障害児であって、重症心身障害児、重複障害児又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの（移行支援計画において体験利用が計画されているものに限る。）が、現に入所している指定福祉型障害児入所施設を退所する予定日から遡って1年間において体験利用を行う場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援を行った場合に、1回につき3日以内（ロにあっては、5日以内）の期間について、2回を限度として所定単位数を加算する。

[加える。]

- (1) 体験利用の利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他の便宜の提供
 - (2) 体験利用に係る事業者その他の関係者との連絡調整その他の相談援助
- 2 注1の体験利用は、次に掲げる加算に応じ、それと併せて次に定める活動とする。
- (1) 体験利用支援加算(I) 障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の体験的利用その他の体験活動（宿泊を伴うものに限る。）
 - (2) 体験利用支援加算(II) 障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動（(1)に定めるものを除く。）

7 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算(I)

〔(1)～(7) 略〕
 (8) 入所定員が101人以上の場合

10単位

〔削る。〕
 〔削る。〕
 〔削る。〕
 〔削る。〕
 〔削る。〕

ロ 栄養士配置加算(II)

〔(1)～(6) 略〕
 (7) 入所定員が101人以上の場合

5単位

〔削る。〕
 〔削る。〕

7 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算(I)

〔(1)～(7) 同左〕

- (8) 入所定員が101人以上110人以下の場合
- (9) 入所定員が111人以上120人以下の場合
- (10) 入所定員が121人以上130人以下の場合
- (11) 入所定員が131人以上150人以下の場合
- (12) 入所定員が151人以上180人以下の場合
- (13) 入所定員が181人以上の場合

10単位

9単位

8単位

7単位

6単位

5単位

ロ 栄養士配置加算(II)

〔(1)～(6) 同左〕

- (7) 入所定員が101人以上120人以下の場合
- (8) 入所定員が121人以上150人以下の場合
- (9) 入所定員が151人以上の場合

5単位

4単位

3単位

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

(1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

[8 略]

8の2 要支援児童加算

イ 要支援児童加算(I) 150単位
ロ 要支援児童加算(II) 150単位

注1 イについては、指定福祉型障害児入所施設が、現に入所している者であって、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）であるものに対する指定入所支援について、児童相談所その他の公的機関又は当該児童の主治医等（以下この項において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、当該障害児に係る会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議に参加し、児童相談所等関係機関との情報の共有及び連携調整を行った場合に、1ヶ月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、要保護児童又は要支援児童に対して別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心理支援を行った場合に、1ヶ月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

8の3 集中的支援加算

イ 集中的支援加算(I) 1,000単位
ロ 集中的支援加算(II) 500単位

注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に専門性を有すると都道府県知事が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの（以下「広域的支援人材」という。）を指定福祉型障害児入所施設に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1ヶ月に4回を限度として所定単位数を加算する。

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定している場合は、算定しない。

(1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

[8 同左]

[加える。]

[加える。]

2 口については、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県知事が認めた指定福祉型障害児入所施設が、他の指定通所支援（法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。第2の4の5において同じ。）を行う事業所、指定障害児入所施設（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。第2の4の5において同じ。）、指定発達支援医療機関等から当該児童を受け入れ、集中的な支援を実施した場合に、3月以内の期間に限り1につき所定単位数を加算する。

9 小規模グループケア加算

イ 小規模グループケア加算(I)（障害児の数が4人から6人まで）	320単位
ロ 小規模グループケア加算(II)（障害児の数が7人又は8人）	233単位
ハ 小規模グループケア加算(III)（障害児の数が9人又は10人）	186単位

注1 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該グループでケアする障害児の数に応じ、当該障害児1につき所定単位数を加算する。ただし、ハについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号）の適用前に建設された指定福祉型障害児入所施設であつて、都道府県知事が適当と認めたものに限り、所定単位数を加算する。

2 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た障害児を入所させるための設備等を有する建物（当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物以外の指定福祉型障害児入所施設であって当該建物に対する支援機能を有するもの（以下この注2において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される建物に限る。）において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合に、更に当該障害児1人につき378単位を所定単位数に加算する。

9の2 障害者支援施設等感染対策向上加算

イ 障害者支援施設等感染対策向上加算(I)	10単位
ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算(II)	5単位

注1 イについては、以下の(1)から(3)のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- (2) 協力医療機関（指定入所基準第39条第1項に規定する協力医療機関をいう。以下同じ。）等との間で、感染症（新興感染症を除く。以下この(2)において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。

9 小規模グループケア加算

240単位

[加える。]
[加える。]
[加える。]

注1 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。

2 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た障害児を入所させるための設備等を有する建物（当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物以外の指定福祉型障害児入所施設であって当該建物に対する支援機能を有するもの（以下この注2において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される建物に限る。）において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（小規模グループケア加算が算定されている場合に限る。）に、更に当該障害児1人につき308単位を所定単位数に加算する。

[加える。]

(3) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号A 2 3 4—2に規定する感染対策向上加算（注2において「感染対策向上加算」という。）若しくは医科診療報酬点数表の区分番号A 0 0 0に掲げる初診療の注11及び区分番号A 0 0 1に掲げる再診療の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

2 口については、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上、指定福祉型障害児入所施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、1月につき所定単位数を加算する。

9の3 新興感染症等施設療養算定

注 障害児が別にこども家庭庁長官が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定入所支援を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1につき所定単位数を加算する。

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11及び12において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の72に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

12 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、1から9の3までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算する。

【加える。】

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11及び12において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9までにより算定した単位数の1000分の72に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から9までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

12 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、1から9までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 医療型障害児入所施設

- 1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）
- イ 指定医療型障害児入所施設の場合（□に該当する場合を除く。）
- 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合
 - 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 - 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
- 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合
- 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合
 - 60日目まで
 - 61日目以降90日目まで
 - 91日目以降180日目まで
 - 181日目以降
 - 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 - 60日目まで
 - 61日目以降90日目まで
 - 91日目以降180日目まで
 - 181日目以降
 - 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
 - 60日目まで
 - 61日目以降90日目まで
 - 91日目以降180日目まで
 - 181日目以降
- ハ 指定発達支援医療機関の場合（ニに該当する場合を除く。）
- 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 - 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
- ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合
- 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 - 60日目まで
 - 61日目以降90日目まで
 - 91日目以降180日目まで
 - 181日目以降
 - 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
 - 60日目まで
 - 61日目以降90日目まで
 - 91日目以降180日目まで
 - 181日目以降

注1 指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第2条第2号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）又は指定発達支援医療機関（法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）において、指定入所支援を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）	
イ 指定医療型障害児入所施設の場合（□に該当する場合を除く。）	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	352単位
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	175単位
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	914単位
□ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	420単位
(-) 60日目まで	380単位
(-) 61日目以降90日目まで	189単位
(-) 91日目以降180日目まで	988単位
(-) 181日目以降	
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	206単位
(-) 60日目まで	454単位
(-) 61日目以降90日目まで	223単位
(-) 91日目以降180日目まで	205単位
(-) 181日目以降	189単位
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	160単位
(-) 60日目まで	1,190単位
(-) 61日目以降90日目まで	1,084単位
(-) 91日目以降180日目まで	988単位
(-) 181日目以降	891単位
ハ 指定発達支援医療機関の場合（ニに該当する場合を除く。）	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	127単位
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	890単位
ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	153単位
(-) 60日目まで	137単位
(-) 61日目以降90日目まで	962単位
(-) 91日目以降180日目まで	
(-) 181日目以降	124単位
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	1,077単位
(-) 60日目まで	1,164単位
(-) 61日目以降90日目まで	1,058単位
(-) 91日目以降180日目まで	962単位
(-) 181日目以降	865単位

注1 指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第2条第2号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）又は指定発達支援医療機関（法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）において、指定入所支援を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

1の2 口又は二については、法第24条の3第4項に規定する入所給付決定に当たり、一定期間の指定入所支援を行うことにより退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

2 指定医療型障害児入所施設に係る医療型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合

(2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 入所支援計画が作成されていない期間が3ヶ月未満の場合 100分の70

(二) 入所支援計画が作成されていない期間が3ヶ月以上の場合 100分の50

3 指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3の2 指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第42条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3の3 指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第35条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3の4 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、重度障害児(次のイに規定する障害児又は次のハに規定する肢体不自由児をいう。以下この第2において同じ。)に対し、指定入所支援を行った場合(指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。)に、重度障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合(口に該当する場合を除く。) 165単位

(1) 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの

(一) 食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活活動の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者

1の2 口又は二については、法第24条の3第4項に規定する入所給付決定に当たり、一定期間の指定入所支援を行うことにより退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

2 指定医療型障害児入所施設に係る医療型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合

(2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 入所支援計画が作成されていない期間が3ヶ月未満の場合 100分の70

(二) 入所支援計画が作成されていない期間が3ヶ月以上の場合 100分の50

3 指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31までの間は、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

4 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次のイからハまでのいずれかに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合(指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。)に、障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合(口に該当する場合を除く。) 165単位

(1) 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの

(一) 食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活活動の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者

- (二) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動
その他の問題行為を有し、監護を必要とする者
- (2) 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの
- 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、イに掲げる障害児であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合 198単位
- (1) 6歳未満である者
(2) 医療型障害児入所施設を退所後3年未満である者
(3) 入所後1年未満である者
- △ 主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 198単位
- (1) 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者
(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大半部分に介助を必要とする者
- 4の2 注4の重度障害児支援加算を算定している指定医療型障害児入所施設であって別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、注4のイの(1)(2)に規定する者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合に、1日につき111単位を所定単位数に加算する。
- 5 注4のイからハまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)のうち3以上(主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合にあっては、2以上)の障害を有するもの(重症心身障害児を除く。)に対し、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。
- 5の2 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次に掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については700単位を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 強度行動障害児特別支援加算(I)
- 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合 390単位

- (二) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者
- (2) 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの
- 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、イに掲げる障害児であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合 198単位
- (1) 6歳未満である者
(2) 医療型障害児入所施設を退所後3年未満である者
(3) 入所後1年未満である者
- △ 主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 198単位
- (1) 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者
(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大半部分に介助を必要とする者
- 4の2 注4の重度障害児支援加算を算定している指定医療型障害児入所施設であって別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、注4のイの(1)(2)に規定する者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合に、1日につき111単位を所定単位数に加算する。
- 5 注4のイからハまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)のうち3以上(主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合にあっては、2以上)の障害を有するもの(重症心身障害児を除く。)に対し、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。
- 5の2 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につき781単位を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については700単位を加算する。
- [加える。]

□ 強度行動障害児特別支援加算①

別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合

781単位

- 6 指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において乳幼児である肢体不自由児（重症心身障害児を除く。）に対し、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき70単位を所定単位数に加算する。
- 7 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。
- 8 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（注7の心理担当職員配置加算を算定している医療型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。
- 9 障害児が指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士等を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、ソーシャルワーカー配置加算として、1日につき40単位を所定単位数に加算する。

[2~3の2 番]

3の3 家族支援加算**イ 家族支援加算①**

- (1) 障害児の家族（障害児のきょうだいを含む。以下この3の3において同じ。）等の居宅を訪問して相談援助を行った場合

(一) 所要時間1時間以上の場合	300単位
(二) 所要時間1時間未満の場合	200単位
- (2) 指定医療型障害児入所施設、指定発達支援医療機関等において対面により相談援助を行った場合
- (3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合

ロ 家族支援加算②

- (1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合
- (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合

注 指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。）又は指定発達支援医療機関の職員が、入所支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき2回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。ただし、4を算定しているときは、算定しない。

[加える。]

6 指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において乳幼児である肢体不自由児（重症心身障害児を除く。）に対し、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき70単位を所定単位数に加算する。

7 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

8 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（注7の心理担当職員配置加算を算定している医療型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

9 障害児が指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士等を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき40単位を所定単位数に加算する。

[2~3の2 同左]

[加える。]

[4 略]

4の2 移行支援関係機関連携加算

250単位

注 指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、移行支援計画の作成又は変更に当たって、関係者により構成される会議を開催し、当該移行支援計画に係る障害児への移行支援について、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な情報の共有及び当該障害児の移行に係る連携調整を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。

4の3 体験利用支援加算（1日につき）

イ 体験利用支援加算(I)	700単位
ロ 体験利用支援加算(II)	500単位

注 1 現に指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所している障害児であって、重症心身障害児、重度障害児又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの（移行支援計画において体験利用が計画されているものに限る。）が、現に入所している指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関を退所する予定日から遡って1年間において体験利用を行う場合に、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。）又は指定発達支援医療機関の職員が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援を行った場合に、1回につき3日以内（ロにあっては、5日以内）の期間について、2回を限度として所定単位数を加算する。

- (1) 体験利用の利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他の便宜の提供
- (2) 体験利用に係る事業者その他の関係者との連絡調整その他の相談援助

2 注 1の体験利用は、次に掲げる加算に応じ、それぞれ次に定める活動とする。

- (1) 体験利用支援加算(I) 障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動（宿泊を伴うものに限る。）
- (2) 体験利用支援加算(II) 障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動（(1)に定めるものを除く。）

4の4 要支援児童加算

イ 要支援児童加算(I)	150単位
ロ 要支援児童加算(II)	150単位

注 1 イについては、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関が、現に入所している者であって、要保護児童又は要支援児童であるものに対する指定入所支援について、児童相談所その他の公的機関又は当該児童の主治医等（以下この注において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、当該障害児に係る会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議に参加し、児童相談所等関係機関との情報の共有及び連携調整を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、要保護児童又は要支援児童に対して別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心理支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

[4 同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

4 の 5 集中的支援加算

<input checked="" type="checkbox"/> 集中的支援加算(I)	1,000単位
<input type="checkbox"/> 集中的支援加算(II)	500単位

注 1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域の支援人材を指定医療型障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域の支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県知事が認めた指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関が、他の指定入所支援を行う事業所、指定障害児入所施設、指定発達支援医療機関等から当該障害児を受け入れ、集中的な支援を実施した場合に、3月以内の期間に限り1月につき所定単位数を加算する。

5 小規模グループケア加算

<input checked="" type="checkbox"/> 小規模グループケア加算(I) (障害児の数が4人から6人まで)	320単位
<input type="checkbox"/> 小規模グループケア加算(II) (障害児の数が7人又は8人)	233単位
<input checked="" type="checkbox"/> 小規模グループケア加算(III) (障害児の数が9人又は10人)	186単位

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該グループでケアする障害児の数に応じ、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。ただし、ハについては、こども家庭庁長官が定める施設基準の適用前に建設された指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関であって、都道府県知事が適当と認めたものに限り、所定単位数を加算する。

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

<input checked="" type="checkbox"/> 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数	
<input type="checkbox"/> 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数	
<input checked="" type="checkbox"/> 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数	

[7・8 略]

[加える。]

5 小規模グループケア加算

[加える。]
[加える。]
[加える。]

240単位

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

<input checked="" type="checkbox"/> 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数	
<input type="checkbox"/> 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数	
<input checked="" type="checkbox"/> 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数	

[7・8 略]

新規案 周到性を充じて指定入所支援に賜りや家庭の運営を支えに施設の「施設次第」が出てゆく。

次の表より、障害児入所給付費単位数表第1の1（注5から注6までを除く）、2及び4から10までにより算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1の1（注5から注6までに限る。）及び3により算定する単位数に十円を乗じて得た額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。

〔二 略〕

別表

障害児入所給付費単位数表

第1 福祉型障害児入所施設

〔1～9の3 略〕

10 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の211に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数

二 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の141に相当する単位数

令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V1) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の173に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V2) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V3) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の169に相当する単位数

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第二項第一号の規定に基づき、指定入所支援（同条第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児入所給付費単位数表第1の1（注5から注6までを除く。）、2及び4から12までにより算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1の1（注5から注6までに限る。）及び3により算定する単位数に十円を乗じて得た額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。

〔二 同左〕

別表

障害児入所給付費単位数表

第1 福祉型障害児入所施設

〔1～9の3 同左〕

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の72に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

〔加える。〕

- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の180に相当する単位数
 (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数
 (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
 (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数
 (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の130に相当する単位数
 (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数
 (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の114に相当する単位数
 (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数
 (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数
 (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
 (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

[削る。]

[削る。]

第2 医療型障害児入所施設

[1～5 略]

6 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2 において同じ)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
 ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

12 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、1から9の3までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 医療型障害児入所施設

[1～5 同左]

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2 において同じ)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の
191に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の
187に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の
148に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の
127に相当する単位数
- 2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福
祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定
医療型障害児入所施設（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指
定入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単
位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、
次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 1から5までにより算定した単位数の1000分
の153に相当する単位数
 - (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 1から5までにより算定した単位数の1000分
の170に相当する単位数
 - (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 1から5までにより算定した単位数の1000分
の149に相当する単位数
 - (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 1から5までにより算定した単位数の1000分
の166に相当する単位数
 - (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 1から5までにより算定した単位数の1000分
の132に相当する単位数
 - (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 1から5までにより算定した単位数の1000分
の128に相当する単位数
 - (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 1から5までにより算定した単位数の1000分
の144に相当する単位数
 - (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 1から5までにより算定した単位数の1000分
の110に相当する単位数
 - (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 1から5までにより算定した単位数の1000分
の140に相当する単位数
 - ⑩ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)(1) 1から5までにより算定した単位数の1000分
の106に相当する単位数
 - ⑪ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)(2) 1から5までにより算定した単位数の1000分
の89に相当する単位数
 - ⑫ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)(2) 1から5までにより算定した単位数の1000分
の102に相当する単位数
 - ⑬ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)(3) 1から5までにより算定した単位数の1000分
の101に相当する単位数
 - ⑭ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)(4) 1から5までにより算定した単位数の1000分
の63に相当する単位数

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の79に
相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の58に
相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の32に
相当する単位数
〔加える。〕

〔加える。〕

[削る。]

〔前編。〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準)の一部改正

第五条 厚生省は、厚生省の規則並びに厚生省の規則によるものに依る。前項の規定は、厚生省の規則によるものに依る。

7 福祉・介護職員等特定待遇改善加算

注 別にこども家庭局長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に對し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他の方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定待遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
ロ 福祉・介護職員等特定待遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注：別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、1から5までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算する。

障害児相談支援給付単位数		障害児相談支援給付単位数	
別表		別表	
障害児相談支援給付単位数表		障害児相談支援給付単位数表	
1 障害児相談支援費		1 障害児相談支援費	
△ 障害児支援利用援助費		△ 障害児支援利用援助費	
(1) 機能強化型障害児支援利用援助費(I)	2,201単位	(1) 機能強化型障害児支援利用援助費(I)	2,027単位
(2) 機能強化型障害児支援利用援助費(II)	2,101単位	(2) 機能強化型障害児支援利用援助費(II)	1,927単位
(3) 機能強化型障害児支援利用援助費(III)	2,016単位	(3) 機能強化型障害児支援利用援助費(III)	1,842単位
(4) 機能強化型障害児支援利用援助費(IV)	1,866単位	(4) 機能強化型障害児支援利用援助費(IV)	1,792単位
(5) 障害児支援利用援助費(I)	1,766単位	(5) 障害児支援利用援助費(I)	1,692単位
(6) 障害児支援利用援助費(II)	815単位	(6) 障害児支援利用援助費(II)	815単位
□ 継続障害児支援利用援助費		□ 継続障害児支援利用援助費	
(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(I)	1,896単位	(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(I)	1,724単位
(2) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(II)	1,796単位	(2) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(II)	1,624単位
(3) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(III)	1,699単位	(3) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(III)	1,527単位
(4) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(IV)	1,548単位	(4) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(IV)	1,476単位
(5) 継続障害児支援利用援助費(I)	1,448単位	(5) 継続障害児支援利用援助費(I)	1,376単位
(6) 継続障害児支援利用援助費(II)	662単位	(6) 継続障害児支援利用援助費(II)	662単位

注1 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

- (1) 機能強化型障害児支援利用援助費(1)から機能強化型障害児支援利用援助費(0)までについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定障害児相談支援事業所をい。以下同じ。）における障害児相談支援対象保護者の数（同条第2項に規定する障害児相談支援対象保護者の数をいう。11において同じ。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員（同条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費(1)から機能強化型障害児支援利用援助費(0)までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型障害児支援利用援助費(1)から機能強化型障害児支援利用援助費(0)までのその他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しない。

【(2)・(3) 略】

【2～4 路】

- 5 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合には、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- 6 指定基準第20条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- 7 指定基準第28条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- 8 別にこども家庭庁長官が定める地域（以下「特別地域」という。）に居住している障害児の保護者に対して、指定障害児相談支援を行った場合（注3に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 9 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業者において、イの(1)機能強化型障害児支援利用援助費(1)若しくはイの(2)機能強化型障害児支援利用援助費(0)又はロの(1)機能強化型継続障害児支援利用援助費(1)若しくはロの(2)機能強化型継続障害児支援利用援助費(0)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネー

注1 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

- (1) 機能強化型障害児支援利用援助費(1)から機能強化型障害児支援利用援助費(0)までについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定障害児相談支援事業所をい。以下同じ。）における障害児相談支援対象保護者の数（同条第2項に規定する障害児相談支援対象保護者の数をいう。11において同じ。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費(1)から機能強化型障害児支援利用援助費(0)までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型障害児支援利用援助費(1)から機能強化型障害児支援利用援助費(0)までのその他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しない。

【(2)・(3) 同左】

【2～4 同左】

【加える。】

【加える。】

【加える。】

5 別にこども家庭庁長官が定める地域に居住している障害児に対して、指定障害児相談支援を行った場合（注3に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

【加える。】

ターア（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する額の算定に関する基準に基づき、子ども家庭庁長官が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号）第2号のイの(3)に規定する拠点コーディネーターをいう。）1人につき、当該指定障害児相談支援事業者並びに当該指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第206条の4に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）及び指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。

〔2 略〕

3 初回加算

500単位

注1 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画（法第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用計画をいう。以下同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。

2 初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案（法第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用計画案をいう。）を障害児及びその家族に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等（指定基準第15条第2項第10号に規定するテレビ電話装置等をいう。以下同じ。）を活用して、当該障害児及びその家族に面接した場合（月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限る。）は、所定単位数に、500単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算する。

4 主任相談支援専門員配置加算

注1 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭庁長官が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 主任相談支援専門員配置加算(I)

300単位

ロ 主任相談支援専門員配置加算(R)

100単位

2 主任相談支援専門員は、指定自立生活援助（指定障害福祉サービス等基準第206条の13第1項に規定する指定自立生活援助をいう。）、指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）、指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）、指定計画相談支援（指定基準第3条第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）その他のこれに類する職務に従事することができる。

〔2 同左〕

3 初回加算

500単位

注1 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画（法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画をいう。以下同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。

2 初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案（法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画案をいう。）を障害児及びその家族に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接した場合は、所定単位数に、500単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算する。

4 主任相談支援専門員配置加算

100単位

注1 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭庁長官が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

【加える。】

【加える。】

【加える。】

5 入院時情報連携加算

注 障害児通所支援を利用する障害児が医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別にこども家庭庁長官が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障害児1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 入院時情報連携加算(I)	300単位
ロ 入院時情報連携加算(II)	150単位

6 退院・退所加算

6 退院・退所加算	300単位
-----------	-------

注 法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）若しくは障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）、第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」という。）に収容されていた障害児又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）、第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の般若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた障害児が退院、退所等をして、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用開始月に調整を行った場合（同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行った場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する（3の初回加算を算定する場合を除く。）。

7 保育・教育等移行支援加算

注 指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（(1)から(3)までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算する。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。

- (1) 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下この注において「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援

5 入院時情報連携加算

注 障害児通所支援を利用する障害児が医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別にこども家庭庁長官が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障害児1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。

イ 入院時情報連携加算(I)	200単位
ロ 入院時情報連携加算(II)	100単位

6 退院・退所加算

6 退院・退所加算	200単位
-----------	-------

注 法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）若しくは障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）、第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」という。）に収容されていた障害児又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）、第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の般若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた障害児が退院、退所等をして、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用開始月に調整を行った場合（同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行った場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する（3の初回加算を算定する場合を除く。）。

7 保育・教育等移行支援加算

注 指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（(1)から(3)までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算する。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。

- (1) 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下この注において「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援

センター等」という。)による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合 150単位

(2) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合(月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、1のイ又はロを算定する月を除く。) 300単位

[(3) 略]

8 医療・保育・教育機関等連携加算

注1 指定障害児相談支援事業者が次の(1)から(3)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数を加算する。

(1) 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する機関(以下「福祉サービス等提供機関」という。)(障害児通所支援及び障害福祉サービス(障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。)を行う者を除く。(3)、注2及び10の注において同じ。)の職員等と面談又は会議を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合(障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とし、3の初回加算を算定する場合及び6の退院・退所加算を算定する場合であって、退院・退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。) 次の(一)又は(二)に掲げる場合に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) 指定障害児支援利用援助を行った場合 200単位

(二) 指定継続障害児支援利用援助を行った場合 300単位

(2) 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合(1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。1のイ又はロを算定する場合に限る。) 300単位

(3) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報を提供した場合(1のイ又はロを算定する場合に限る。) 150単位

2 注1の(3)については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする。

(1) 病院等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18厚生労働省令第19号)第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等(以下「訪問看護ステーション等」という。)

(2) 福祉サービス等提供機関(病院等及び訪問看護ステーション等を除く。)

センター等」という。)による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合 100単位

(2) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合(1のイ又はロを算定する月を除く。) 300単位

[(3) 同左]

8 医療・保育・教育機関等連携加算

100単位

注2 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等(障害児通所支援及び障害福祉サービス(障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。)を除く。)を提供する機関の職員等と面談を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する(3の初回加算を算定する場合及び6の退院・退所加算を算定する場合であって、退院・退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。)。

9 集中支援加算

注1 指定障害児相談支援事業者が次の(1)から(5)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(5)までに掲げる単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までについては、障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする。

- (1) 障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、(1)のイ又はロを算定する月を除く。）
300単位

- (2) サービス担当者会議（指定基準第15条第2項第10号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者（同号に規定する担当者をいう。10の注において同じ。）に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合（(1)のイ又はロを算定する月を除く。）
300単位

- (3) 福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（(1)のイ若しくはロ、5のイ又は6を算定する月を除く。）
300単位

- (4) 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の身心の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。1のイ又はロを算定する月を除く。）
300単位

- (5) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報を提供した場合（(1)のイ又はロを算定する月を除く。）
150単位

2 注1の(5)については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする。

- (1) 病院等及び訪問看護ステーション等
(2) 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）

10 サービス担当者会議実施加算

注 指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、8の医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、障害児相談支援対象保護者に係る障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けているときは算定しない。

9 集中支援加算

注 指定障害児相談支援事業者が、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、障害児1人につき1月に1回を限度として、それぞれ300単位を加算する。

- (1) 障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合（(1)のイ又はロを算定する月を除く。）

- (2) サービス担当者会議（指定基準第15条第2項第10号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合（(1)のイ又はロを算定する月を除く。）
【加える。】

- (3) 福祉サービス等を提供する機関等（以下この(3)において「関係機関」という。）の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（(1)のイ若しくはロ、5のイ又は6を算定する月を除く。）
【加える。】

【加える。】

10 サービス担当者会議実施加算

100単位

注 指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

11 サービス提供時モニタリング加算	100単位	11 サービス提供時モニタリング加算	100単位
注 指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問し、(障害児通所支援)の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害児通所支援の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。この場合において、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。		注 指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。	
12 行動障害支援体制加算		12 行動障害支援体制加算	35単位
注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 行動障害支援体制加算(I) 60単位 ロ 行動障害支援体制加算(II) 30単位		注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。	
13 要医療児支援体制加算		13 要医療児支援体制加算	35単位
注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 要医療児支援体制加算(I) 60単位 ロ 要医療児支援体制加算(II) 30単位		注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。	
14 精神障害者支援体制加算		14 精神障害者支援体制加算	35単位
注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 精神障害者支援体制加算(I) 60単位 ロ 精神障害者支援体制加算(II) 30単位		注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。	
14の2 高次脳機能障害支援体制加算		14の2 高次脳機能障害支援体制加算	35単位
注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 高次脳機能障害支援体制加算(I) 60単位 ロ 高次脳機能障害支援体制加算(II) 30単位		注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。	
15 略		15 略	
16 地域生活支援拠点等相談強化加算	700単位	16 地域生活支援拠点等相談強化加算	700単位
注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児(以下この注において「要支援児」という。)が指定短期入所(指定障害福		注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児(以下この注において「要支援児」という。)が指定短期入所(障害者の日	

祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)を利用する場合において、指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。)に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。)を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

17 地域体制強化共同支援加算 2,000単位
注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び支援を行った上で、協議会(障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。)に対し、文書により当該説明及び支援の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

18 遠隔地訪問加算 300単位
注 障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅、病院等、法第7条第1項に規定する児童福祉施設、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関(特別地域に所在しかつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。)を訪問して、3の初回加算(注2に該当する場合に限る。)、5の入院時情報連携加算(注の1の入院時情報連携加算(1)を算定する場合に限る。)、6の退院・退所加算、7の保育・教育等移行支援加算(注の2)に該当する場合に限る。)、8の医療・保育・教育機関等連携加算(注の1(1)及び(2)に該当する場合に限る。)又は9の集中支援加算(注1の1(1)及び(4)に該当する場合に限る。)を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。ただし、3の初回加算については、3の注2に規定する面接をした月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)を利用する場合において、指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。)に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。)を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

17 地域体制強化共同支援加算 2,000単位
注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会(障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。)に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

[加える。]

参考 文書の〔〕の記述及び次條規定の〔〕の記述を文書の〔〕の記述に付記する。

(改訂版規則第14条の11十款)(原案)中の記述は削除され、改めて記載する。(改訂版)

改められ 原案規則第14条の11十款)(原案)中の記述は削除され、改めて記載する。(改訂版)(改訂版規則第14条の11十款)(原案)中の記述は削除され、改めて記載する。(改訂版)(改訂版規則第14条の11十款)(原案)中の記述は削除され、改めて記載する。(改訂版)

次の表より、改められた記述の記述を文書の〔〕の記述に付記する。

改められた記述	改められた記述
改訂版規則第14条の11十款(原案)中の記述は削除され、改めて記載する。(改訂版)	改訂版規則第14条の11十款(原案)中の記述は削除され、改めて記載する。(改訂版)
改められ 原案規則第14条の11十款(原案)中の記述は削除され、改めて記載する。(改訂版)(改訂版規則第14条の11十款)(原案)中の記述は削除され、改めて記載する。(改訂版)	改められ 原案規則第14条の11十款(原案)中の記述は削除され、改めて記載する。(改訂版)(改訂版規則第14条の11十款)(原案)中の記述は削除され、改めて記載する。(改訂版)

参考 文書の〔〕の記述は削除する。

(児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき食費等の基準費用額としてこども家庭庁長官が定める費用の額の一部改正)
第七条 児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき食費等の基準費用額としてこども家庭庁長官が定める費用の額(平成十八年厚生労働省告示第五百六十号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改

正

後

改

正

前

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額は、五万五千五百円とする。
--

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額は、五万四千円とする。
--

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)以下「令」という。第二十七条の六第一項に基づきこども家庭庁長官が定める食費等の負担限度額の算定方法の一 第八条 児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める食費等の負担限度額の算定方法(平成十九年厚生労働省告示第百四十号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)以下「令」という。第二十七条の六第一項に基づきこども家庭庁長官が定める食費等の負担限度額の算定方法(平成十九年厚生労働省告示第百四十号)の一部を次のように改める。 [一・二 同上]
--

別表第二

入所給付決定保護者の区分	額
一 別表第一の一の項に掲げる者	入所給付決定保護者が受けた指定入所支援に係る法第二十一条の二第二項第一号(法第二十四条の二十四第三項の規定により適用する場合を含む。)に掲げる額に三・〇四を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする)。ただし、当該額が三万七千二百円を超えるときは、三万七千二百円とする。
二 別表第一の二の項に掲げる者	入所給付決定保護者が受けた指定入所支援に係る法第二十一条の二第二項第一号(法第二十四条の二十四第三項の規定により適用する場合を含む。)に掲げる額に三・〇四を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする)。ただし、当該額が三万七千二百円を超えるときは、三万七千二百円とする。

入所給付決定保護者の区分	額
一 別表第一の一の項に掲げる者	入所給付決定保護者が受けた指定入所支援に係る法第二十一条の二第二項第一号(法第二十四条の二十四第三項の規定により適用する場合を含む。)に掲げる額に三・〇四を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする)。ただし、当該額が三万七千二百円を超えるときは、三万七千二百円とする。
二 別表第一の二の項に掲げる者	入所給付決定保護者が受けた指定入所支援に係る法第二十一条の二第二項第一号(法第二十四条の二十四第三項の規定により適用する場合を含む。)に掲げる額に三・〇四を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする)。ただし、当該額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。

附 則

令和九年三月三十一日までの間は、別表第一の一の項中「第二十七条の二第四号」とあるのは、
[第二十七条の二第二号、第三号又は第四号]とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

令和六年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十七条の二第四号」とあるのは、
[第二十七条の二第二号、第三号又は第四号]とする。

(一) こども家庭庁長官が定める一単位の単価の一部改正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、これを加える。

改 正 後		児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号。以下「指定通所基準」という)第一号、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号)第一号及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号)第一号に規定するごども家庭庁長官が定める一単位の単価(以下この号において「単位の単価」という)は、十円に次の表の上欄に掲げる児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という)第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援若しくは児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。)を提供する事業を行う事業所若しくは法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等又は法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる支援の種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。			
地域区分	支 援 の 種 類	割 合	児童発達支援	児童発達支援	児童発達支援
放課後等デイサービス	支援	ターザーであるものに限る。)において行う場合	指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター)であるものに限る。)において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児によるものを除く。)又は基準該当児童発達支援事業所(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)において行う場合
外の障害児を通わせる場合	千分の千百二十	千分の千百五十二	千分の千百二十	千分の千百二十	千分の千百二十
千分の千百二十					

改 正 前	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)第一号、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号)第一号及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号)第一号に規定することも家庭庁長官が定める「単位の単価(以下「単位の単価」という)」は、十円に次の表の上欄に掲げる児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)以下「法」という)第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援若しくは児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ)を提供する事業を行なう事業所若しくは法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等又は法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる支援の種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。			
放課後等デイサービス	(指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	地域区分 一級地	支 援 の 種 類 児童発達 支援	割 合 千分の千百二十一
医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	主として重症心身障害児を通わせる場合	指定児童発達支援 事業所(児童発達 支援センター)であ るものに限る)に おいて行う場合	主として難聴児若しくは重 症心身障害児以外の障害児 を通わせる場合又は主とし て難聴児を通わせる場合	千分の千百五十二
外の障害児を通わせる場合	達支援事業所(以 下「指定児童発達 支援事業所等」と いう)において行 う場合	指定児童発達支援 事業所(児童発達 支援センター)であ るものに除く)又 は基準該当児童発 達支援事業所(以 下「指定児童発達 支援事業所等」と いう)において行 う場合	主として重症心身障害児以 外の障害児を通わせる場合	千分の千百二十一
千分の千百二十				

三級地		二級地		居住型児童発達支援 保育所等訪問支援		主として重症心身障害児を 通わせる場合	
「同上」		障害児相談支援		「同上」		千分の千百二十四	
児童発達 支援	障害児相談支援	児童発達 支援	指定児童発達支援	主として難聴児若しくは重 症心身障害児以外の障害児 を通わせる場合又は主とし て難聴児を通わせる場合	千分の千九十九	千分の千百二十一	主として重症心身障害児を 通わせる場合
おいて行う場合	「同上」	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	（指定発達支援医療機関において行う場合を含む） 放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以 外の障害児を通わせる場合	千分の千九十六	千分の千九十六	主として重症心身障害児を 通わせる場合
おいて行う場合	「同上」	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	（指定発達支援医療機関において行う場合を含む） 放課後等デイサービス	主として重症心身障害児を 通わせる場合	千分の千九十九	千分の千百二十二	主として重症心身障害児を 通わせる場合
主として難聴児若しくは重 症心身障害児以外の障害児 を通わせる場合又は主とし て難聴児を通わせる場合	主として重症心身障害児を 通わせる場合	主として重症心身障害児を 通わせる場合	主として重症心身障害児を 通わせる場合	千分の千九十九	千分の千九十九	千分の千九十九	主として重症心身障害児を 通わせる場合
主として重症心身障害児を 通わせる場合	主として重症心身障害児を 通わせる場合	主として重症心身障害児を 通わせる場合	主として重症心身障害児を 通わせる場合	千分の千九十九	千分の千九十九	千分の千九十九	主として重症心身障害児を 通わせる場合
主として重症心身障害児を 通わせる場合	主として重症心身障害児を 通わせる場合	主として重症心身障害児を 通わせる場合	主として重症心身障害児を 通わせる場合	千分の千九十九	千分の千九十九	千分の千九十九	主として重症心身障害児を 通わせる場合

		四級地		指定児童発達支援 事業所等において 行う場合		放課後等デイサービス	
【略】	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	指定児童発達支援 事業所等において 行う場合	児童発達 支援	障害児相談支援	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	放課後等デイサービス
		主として重症心身障害児以 外の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以 外の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以 外の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以 外の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以 外の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以 外の障害児を通わせる場合
		通わせる場合	通わせる場合	通わせる場合	通わせる場合	通わせる場合	通わせる場合
	千分の千七十四	千分の千九十一	千分の千七十二	千分の千九十一	千分の千九十一	千分の千九十三	千分の千九十四

		四級地		指定児童発達支援 事業所等において 行う場合		放課後等デイサービス	
【同上】	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	児童発達 支援	障害児相談支援	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	放課後等デイサービス
		主として重症心身障害児以 外の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以 外の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以 外の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以 外の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以 外の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以 外の障害児を通わせる場合
		通わせる場合	通わせる場合	通わせる場合	通わせる場合	通わせる場合	通わせる場合
	千分の千七十四	千分の千九十一	千分の千七十二	千分の千九十一	千分の千九十一	千分の千九十三	千分の千九十四

五級地		児童発達支援		指定児童発達支援		事業所(児童発達支援センター)であるものに限る)に		主として難聴児若しくは重症心身障害児を通わせる場合		主として重症心身障害児を通わせる場合	
六級地		児童発達支援		指定児童発達支援		事業所等において行う場合		主として重症心身障害児を通わせる場合		主として重症心身障害児を通わせる場合	
放課後等デイサービス (指定発達支援医療機関において行う場合)		障害児相談支援		医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)		放課後等デイサービス		主として重症心身障害児を通わせる場合		主として重症心身障害児を通わせる場合	
「同上」		居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援		主として重症心身障害児を通わせる場合		主として重症心身障害児を通わせる場合		主として重症心身障害児を通わせる場合		主として重症心身障害児を通わせる場合	
児童発達支援		主として難聴児若しくは重症心身障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合		千分の千六十六		主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千七十六		千分の千七十六	
指定児童発達支援		主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千六十一		主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千六十一		千分の千六十一	
事業所(児童発達支援センター)であるものに限る)において行う場合		主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千三十七		主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千三十六		千分の千三十六	
事業所等において行う場合		主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千四十六		主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千四十六		千分の千四十六	
主として重症心身障害児を通わせる場合		主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千三十六		主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千三十六		千分の千三十六	
外の障害児を通わせる場合		主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千四十六		主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千四十六		千分の千四十六	